

農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知
平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号

(通則)

第 1 農地集積・集約化等対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表 1 及び 2 の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 農地中間管理機構事業
- (2) 機構集積協力金交付事業
- (3) 機構集積協力金交付緊急対策事業
- (4) 機構集積支援事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 1 及び 2 に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表 1 及び 2 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (2) 別表 1 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (3) 別表 1 の区分の欄の 2 の経費の欄に掲げる (1) 及び (2) の事業と (3) の事業の相互

間における流用

(4) 別表 2 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用

(5) 別表 2 の区分の欄の 3 の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表 2 の区分の欄の 3 の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者にあつては大臣並びに沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（ただし、北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表 2 の区分の欄の 3 の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者にあつては農林水産省経営局長。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 6 地方農政局長等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第 4 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に対する前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 か月とする。

(申請の取下げ)

第 7 補助事業者は、第 4 第 1 項による交付申請を取り下げようとするときは、第 6 第 1 項による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第 8 別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表 2 の区分の欄の 3 の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）

は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。

- 2 民間団体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 民間団体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第1号－2による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1及び2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払等の請求）

第11 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第3号－1による支払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

2 別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第3号－2による概算払請求書を作成し、地方農政局長等及び官署支出官に提出しなければならない。

3 前項に係る概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 4 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（事業遅延の届出）

第 12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第 13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第 2 四半期及び第 3 四半期の末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 3 号－2 による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定は、別表 1 の区分の欄に掲げる事業については適用しない。
- 3 第 1 項に規定するほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第 14 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号－1 の基金造成完了報告書のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、基金造成完了報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 別表 2 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号－2 のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 6 号－3 により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 4 補助事業者（第 4 第 2 項の規定により交付の申請をした者を除く。次項において同じ。）は、第 2 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

い。

- 5 補助事業者は、第2項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15 地方農政局長等は、第14第1項又は第2項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者はその額を通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16 地方農政局長等は、第9第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣の定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

- 第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（第2の（2）又は（3）の事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第20に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第 20 補助事業者が地方公共団体の場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 21 補助事業者は、第 4 第 1 項の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 9 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 11 の規定による概算払請求、第 12 の規定による事業遅延の届出、第 13 の規定による状況報告、第 14 第 1 項及び第 2 項の規定による実績報告並びに第 14 第 5 項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第 2 項の規定により共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請システムのサービス提供者が別に定める共通申請システムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第 22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8 から第 20 まで（地方公共団体以外の間接補助事業者は第 20 を除く。）の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱、実施要綱及び売買支援実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあ

ること。

- (4) 「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付け 6 環バ第 278 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。

受益者が農業者の場合は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを市町村の長に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを市町村の長に提出すること。

なお、いずれの場合においても、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

- 2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。
- 7 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第 10 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（基本的事項の公表）

第 23 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

（基金の額及び基金事業等の実施状況報告）

第 24 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に地方農政局長等に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金等の返納）

第 25 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方農政局長等が認めた場合又は大臣が定める基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（区分経理等）

第 26 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（他用途使用の禁止）

第 27 基金は、実施要綱第 3 の 1 の（1）のア及びイ、2 の（1）から（3）まで並びに 3 の（1）及び（2）に規定する事業以外の用途に使用してはならない。

（基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件）

第 28 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第 17 から第 19 まで及び第 27 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（基金運営に関する監督・指導）

第 29 地方農政局長等は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号）

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 経営第 3140 号-1）

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき平成 25 年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行に伴い、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱（昭和 48 年 8 月 27 日付け 48 構改 B 第 2482 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成 25 年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 経営第 2810 号）

- 1 この通知は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 2810 号-1）

- 1 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、第 29 に関してはこの限りではない。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日付け 27 経営第 1572 号）

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日付け 27 経営第 3242 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の一部改正について」（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 経営第 3140 号-1 農林水産事務次官依命通知）附則第 3 項ただし書の規定によりなお従前の例によるものとされた同項の規定による廃止前の農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱（昭和 48 年 8 月 27 日付け 48 構改 B 第 2482 号農林事務次官依命通知）第 9 ア及びイに掲げる基金については、平成 28 年 4 月 1 日付けで統合し、統合後の名称は担い手支援貸付原資基金とする。なお、統合後においても統合前の基金ごとに区分経理を行うものとする。
- 3 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 経営第 1639 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 経営第 3206 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 24 日付け 29 経営第 158 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3501 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 経営第 2521 号、
平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4059 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 8 日付け 元経営第 1 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け 元経営第 3096 号、
令和 2 年 3 月 31 日付け 元農振第 3473 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前

の例による。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2651 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 経営第 3347 号、
令和 3 年 3 月 31 日付け 2 農振第 3815 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 2230 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日付け 3 経営第 3130 号、
令和 4 年 3 月 28 日付け 3 農振第 2876 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 2925 号、
令和 5 年 3 月 28 日付け 4 農振第 3540 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業（農地整備・集約協力金交付事業を除く。）については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 経営第 1718 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 経営第 2447 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日付け 6 経営第 1693 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表1（第2、第3、第10、第11、第13、第14、第23、第24、第25、第26及び第28関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理 機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する借受農地管理等事業に 必要な資金の造成に要する経費	定 額	都道府県		事業の新設又は廃止
2 機構集積協力 金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2 に規定する次の事業に必要な資金 の造成に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業 (3)機構集積協力金推進事業	定 額	都道府県		事業の新設又は廃止
3 機構集積協力 金交付緊急対策 事業	補助事業者が実施要綱第3の3 に規定する次の事業に必要な資金 の造成に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業	定 額	都道府県		事業の新設又は廃止

別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業（(1)のウ及び(3)の事業を除く）又は売買支援実施要綱第4に規定する次の(1)のウ及び(3)に掲げる事業に要する経費 (1)農地中間管理機構推進事業 ア 借受農地管理等事業 （ア） 遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り入れた新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 （イ） 新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 （ウ） 農用地等の賃料・保全管理支援 （エ） 研修用の農業用ハウス設置支援 イ 農地中間管理事業等推進事業 （ア） 都道府県推進事業 （イ） 農地中間管理機構運営事業 ウ 農地売買等支援事業 （ア） 都道府県指導推進整備費 都道府県が農地中間管理機構等に対し指導及び連絡等を行うのに要する経費 （イ） 機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費	定 額 9.5/10以内 7/10以内 定 額 定 額 当該補助事業費の1/2以内 当該間接補助事業費の6/10以内	都道府県	経費の欄に掲げるア、イ、ウ及びエの事業の相互間における経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止 事業費の30%を超える増減

	a 契約書及び許可申請書作成費 b 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 c 登記申請書 d 登記関係証明書 e 諸税 f 金銭消費貸借契約費 g 対価賃借料徴収支払関係費 h 財産管理費 I 測量費 j 通信費 k 旅費 l 資金回収事務費 m 信託・出資検討会費 n 農地管理業務費 o 委託契約印紙税 p 連携強化活動費 農地中間管理機構等が行う農地中間管理機構事業の実施に係る団体等との連携活動に要する経費 エ 遊休農地解消対策事業				
	(2)企業参入促進事業	定 額			
		定 額	農林水産省経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体		
	(3)支援法人事業	定 額	公益社団法人全国農地保有合理化協会		
	公益社団法人全国農地保有合理化協会が農地集積・集約化のため行う事業に要する次に掲げる経費 ア 支援法人指導推進等整備費 農地中間管理機構等に対し金融機関から調達する農地の買入資金等の貸付けを行うための体制整備等に要する経費 イ 借入資金利子助成費 農地中間管理機構等が売買支援実施要綱第4の1の(2)のア及びウの事業を実施するための資金の調達に要する経費				

2 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業 (3)機構集積協力金推進事業	定 額	都道府県	経費の欄に掲げる (1)及び(2)の事業 と(3)の事業の相互間における経費の増減	事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止 事業費の30%を超える増減
3 機構集積 支援事業	補助事業者が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業 (2)農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用 ウ 農業委員会サポートシステムを活用した照合の支援	定 額 当該補助事業費の1/2以内 定 額	全国農業委員会ネットワーク機構 全国農業委員会ネットワーク機構	経費の欄に掲げる アの事業とイの事業の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げる アからウまでの事業の相互間における経費の増減	事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止

(用語の定義)

- (注) 1 全国農業委員会ネットワーク機構：農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構
- 2 農地中間管理機構等：農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人）
- 3 売買支援事業：売買支援実施要綱第4の1に規定する事業
- 4 農地売渡信託等事業：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第2号に規定する事業
- 5 農地所有適格法人出資育成事業：農業経営基盤強化促進法第7条第3号に規定する事業
- 6 畜産環境リース事業：経営構造改革緊急加速リース支援事業実施要領（平成16年4月1日付け15経営第7174号農林水産事務次官依命通知）第5に規定する畜産環境対応リース事業
- 7 公益社団法人全国農地保有合理化協会：平成25年4月1日に公益社団法人全国農地保有合理化協会という名称で設立された団体

別記様式第1号（第4関係）（その1）

（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき
補助金 円の交付を申請する。

（注）（〇〇〇〇）には、別表1の区分の欄の該当する事業名を記載する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額	備考
機構集積協力金交付事業勘定 (1) 地域集積協力金交付事業費 (2) 集約化奨励金交付事業費 (3) 機構集積協力金推進事業費		円	
合 計			

（注）1 事業資金の保有区分の欄には、事業勘定について、預金（普通、定期等の別）、有価証券（国際、地方債等（名称がわかる場合はその旨記入））、金銭信託等又は事業資金の運用方法別に記載すること。

2 備考欄には、事業資金の保有区分別に基金造成予定（完了）年月日を記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

(注) 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日) 令和 年 月 日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

都道府県の補助金要綱及びチェックシート等

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 3 添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシート

の提出を省略できる。

別記様式第1号（第4関係）（その2）

（別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)のア、イ及びエ並びに別表2の区分の欄の2の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき
補助金 円の交付を申請する。

（注）この申請書は、「3経費の配分及び負担区分」における各表ごとに作成し、（〇〇〇〇）には、別表2の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第7の1若しくは実施要綱第8の1により都道府県知事が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第7の2若しくは実施要綱第8の2により都道府県知事が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)のア、イ及びエの事業を実施する場合

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分				備 考
			国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

（注）1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第 14 の 1 のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表 2 の区分の欄の 2 の経費の欄に掲げる (1) から (3) までの事業を実施する場合

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分			備 考
			国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 区分の欄は、別表 2 の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

2 実施要綱第 14 の 1 のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表 2 の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

(1) 都道府県の補助金交付規程又は要綱等

(2) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）

(3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(4) チェックシート（別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる (1) のイの (ア) 及び 2 の経費の欄に掲げる (3) の事業を実施する場合に限る。）

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 補助金交付規程は、間接補助事業のみ添付すること。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 4 添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。

別記様式第1号（第4関係）（その3）

（別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)のウの（ア）及び（イ）の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農地売買等支援事業）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき
補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

（注）本要綱別表2の経費の欄に掲げる(1)のウの（ア）及び（イ）の経費ごとに記入すること。

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（1）都道府県指導推進整備事業計画（又は実績）（実施主体： ）

区 分	回 数	人 数	内 容
農地中間管理機構等の指導	回	延 人	
会議開催			

（2）機構業務

ア 事業推進計画（又は実績）（実施主体： ）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	
2 諸税		筆	金額 内訳
3 財産管理費			
(1) 見回り	回	延 人	委託事業の場合には、委託先名を記入すること。
(2) 除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費(旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 (保全検討会)	回	延 人	
9 印紙税		部	
10 連携強化活動費			地区数 地区
(1) 連携強化活動手当		延 人	

(2) 資料作成作業員		延 人	
(3) 連携協議会開催費	回	延 人	
(4) 連携調査旅費	回	延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

（実施主体： ）

区 分			一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合 計		
			件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額
			件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円
売 買	前年度保有量															
	本年度	買入														
		受渡														
		一時貸付														
	本年度末保有量															
貸 借	前年度末保有量	賃貸借	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
		使用貸借	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
		未貸付	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
	本年度分	継続貸付	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
		新規貸付	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
		解約	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
	本年度末保有量	賃貸借	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
		使用貸借	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													
		未貸付	一般タイプ													
			抵当返還（償還）													

- (注) 1 売買の欄は売買支援実施要綱第4の1の(2)のアの(ア)の事業を、貸借の欄の担い手支援(貸借)は同要綱第4の1の(2)のアの(オ)の事業を、一般タイプは同要綱第4の1の(2)のイの事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する(年払いについては価額の記載を要しない)。
なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。
- 7 農業用施設用地等には混牧林利用地を含め、農業用施設等には当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 所有者不明農地借入事業計画（又は実績）

区 分	農地		補償金等総額
	件 数 (件)	面 積 (10a)	金 額 (円)
前年度末			
本 年 度			

(注) 補償金等総額の欄には、売買支援実施要綱第4の1の(2)のウの事業における補償金の供託、借賃の支払いの両方を含めた額を記載すること。

エ 経営構造改革緊急加速リース支援事業計画（又は実績）

事業実施主体名	業務費内訳	員 数	事業費	国 費

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業に要 する経費（又 は補助事業に 要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分					備 考 (経費の 内訳等)
			国庫 補助金 (A)	都道府 県費 (B)	市町 村費 (C)	農地中 間管理 機構等 費 (D)	その他 () (E)	
農地売買等支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 都 道 府 県 費	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地売買等支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合に限る。）、売買支援実施要綱第6の3により都道府県知事が適当と判

断した事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12の2により都道府県知事が取りまとめた事業実績報告書）、チェックシート（別表2の経費の欄に掲げる(1)のウの(ア)の事業を実施する場合に限る。）その他参考資料を添付すること。

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 3 添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。

別記様式第1号（第4関係）（その4）

（別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（企業参入促進事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき
補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第9の1の（1）により公募により選定された団体が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第9の2により同団体が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） （A+B）	負担区分		備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
農地中間管理機構事業 企業参入促進事業	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

- 4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地中間管理機構事業 企業参入促進事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

（1）定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

（2）事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

（3）チェックシート

（注） 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その5）

（別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（支援法人事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
公益社団法人全国農地保有合理化協会
会 長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業実績報告書）のとおり。

（注）売買支援実施要綱第6の1により支援法人が作成する事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12の1により支援法人が作成する事業実績報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分		備 考 （経費の内訳等）
		国庫補助金 (A)	公益社団法人 全国農地保有 合理化協会費 (B)	
支援法人事業	円	円	円	
1 支援法人指導推進等整備費				
（1）事業推進指導費				
（2）指導助言活動旅費				
（3）農地相談活動費				
（4）事業相談活動費				
（5）農地中間管理機構職員研修費				
（6）連携支援体制機能管理運営費				
（7）無利子貸付資金償還業務費				
（8）借入資金貸付業務体制整備費				
2 借入資金利子助成費				
合 計				

（注）1 事業実施年度の4月1日から補助事業に要する（要した）経費を計上することができる。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 公益社団法人全国農地保有合理化協会費	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
支援法人事業 1 支援法人指導推進等整備費 (1) 事業推進指導費 (2) 指導助言活動旅費 (3) 農地相談活動費 (4) 事業相談活動費 (5) 農地中間管理機構職員研修費 (6) 連携支援体制機能管理運営費 (7) 無利子貸付資金償還業務費 (8) 借入資金貸付業務体制整備費 2 借入資金利子助成費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- （1）公益社団法人全国農地保有合理化協会の定款
- （2）公益社団法人全国農地保有合理化協会の資産及び負債に関する書類
- （3）公益社団法人全国農地保有合理化協会の収支予算
- （4）売買支援実施要綱第6の1により公益社団法人全国農地保有合理化協会が作成する事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12の1により同協会が作成する事業実績報告書）
- （5）チェックシート

- （注） 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、公益社団法人全国農地保有合理化協会のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その6）

（別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（全国的な農地利用調整活動等への支援事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所
会長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき
補助金 円の交付を申請する。

（注）この申請書は、「3経費の配分及び負担区分」における各表ごとに作成し、（〇〇〇〇）には、別表2の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第10の1の（7）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の2の（4）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） （A+B）	負担区分		備 考
		国庫補助金 （A）	全国農業委員会 ネットワーク機構 （B）	
機構集積支援事業 全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業	円	円	円	円	
合 計					

（注）区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

（1）定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

（2）事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

（3）チェックシート

（注） 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、全国農業委員会ネットワーク機構のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その7）

（別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム管理事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所
会長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき
補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第10の1の（10）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の2の（5）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） （A+B）	負担区分		備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
機構集積支援事業 農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理 ・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守 ・運用 ウ 農業委員会サポートシステムを活用 した照合の支援	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用 ウ 農業委員会サポートシステムを活用した照合の支援	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- （1）定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等
- （2）事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）
- （3）チェックシート

- （注） 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し
[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第9の
規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 2 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
 - 4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更の無い場合は添付を省略できるものとする。）
 - 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第3号ー1（第11第1項関係）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）支払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官地方農政局総務管理官 殿

（東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務部長 殿）

〔 北海道にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長 〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。

（注）表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあっては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官地方農政局総務管理官 殿

(東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、官署支出官地方農政局総務部長 殿)

〔北海道及び民間団体にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官〕
〔沖縄県にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第11第2項の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく請求する。

(併せて、同要綱第13の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。)

(注) 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

令和 年 月 日現在

区 分	総事業費	国庫補助 金(A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 A-(B+C)		事業完了 予定年月 日	備 考
			金額	出来高 (B/A)	金額	〇月〇日 迄予定出 来高 ((B+C)/A)	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計										

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 第13第1項のただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。また、表題及び本文に上述括弧書のとおり記載すること。
- 3 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- （注）2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- （注）3 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。
- （注）4 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
- 3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写し及びチェックシートを添付すること。
なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 4 添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。
- 5 添付書類のうちチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあっては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第2項の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。）

記

- （注）1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 3 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
- 4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 5 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し、チェックシートを添付すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 6 添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。
- 7 添付書類のうちチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあっては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第3項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年 月 日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A) のうち 年度内支出 済額	概算払受入 済額	(A) のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
翌年度繰 越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完 了分							
合 計							

- (注) 1 この実績報告書は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出すること。（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 区分の欄は、別記様式第1号の「経費の配分及び負担区分」における区分の欄に準ずること。また、繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、下記の「3の金額の積算の内訳」資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。

3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写

し（税務署受付済のもの）

- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
 - 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名													
事業 区分	事業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国庫 補助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
/	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

令和 年度
農林水産本省所管

農地集積・集約化等対策事業費補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													
合 計													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。